

(写)

平成30年6月26日

鳥取市教育委員会  
教育長 尾 室 高 志 様

鳥取市校区審議会  
会長 本 名 俊 正



第13期鳥取市校区審議会の審議経過のまとめと次期審議会への申し送り事項について（報告）

鳥取市校区審議会（第13期）は、平成28年6月28日に第1回の審議会を開催して以降、諮問事項である「鳥取市全域の市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について」（平成28年6月28日付け発教総165号）に関する審議を進めてきた。

今期の審議の基本姿勢は、校区の現状・課題やその対応策等の様々な情報を、地域・保護者・学校に提供し、地域において学校のあり方を考える検討組織づくりを推進し、そこで導き出された方向性を尊重することにある。

こうした基本姿勢を前提に、学校規模、通学距離・時間等の基準や、地域の特性等も考慮しながら、全校区において現状・課題の整理を行い、平成29年10月には、「中間まとめ」を公表することで、広く市民に周知を行ってきたところである。そうした中、早急な議論が必要な学校区を中心に、学校のあり方を考える検討組織等が立ち上がり、意見集約に取り組まれており、次期審議会においても引き続き、地域での議論の状況を踏まえながら慎重に審議を行っていく必要があると考える。

来る6月27日をもって今期の審議会の任期が終了するにあたり、審議の継続性の観点から、これまでの審議経過のまとめと次期審議会へ申し送るべき事項をここに集約し、報告する。

記

## 1 審議経過のまとめ

- (1) 「かんだの教育を考える会」より、近隣の小学校との統合又は近隣小中学校による小中一貫校を望む要望書が提出されたことを受け、考える会の会

長等と意見交換を実施した。

- (2) 要望書の内容を受け、近隣の校区での検討も必要であるとし、神戸・美穂・大和地区による「江山校区の学校のあり方を考える会」が立ち上がったことから、そこでの議論の動向を見据え、集約された内容を踏まえて審議することとした。
- (3) 神戸小学校の現状を把握するために、授業参観及び教職員からのヒアリングを実施するとともに、美和小学校及び江山中学校との位置把握を行った。
- (4) 中長期的な検討も含め慎重に審議を行い、神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による「小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校」を設置する旨の答申を行った。
- (5) 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発行為事前協議申請が市に提出されたが、当該区域は、小学校区については大正小学校と世紀小学校の2つの校区に分かれていることから、市教育委員会より当該区域の校区のあり方について意見を求められた。
- (6) 審議会は、当該区域の視察を実施し、「子どもたちの育ち」、「通学面」、「地域とのつながり」の3つの視点に鑑み、慎重に審議を行い、当該区域のうち、現行世紀小学校区となっている部分を、大正小学校区に移すことが望ましいという意見で全会一致し、市教育委員会に報告した。
- (7) 第12期において、城北小学校の児童が八千代橋を渡ることに危険性があるとし、中間答申された「千代川以西エリア」について、その現状を把握するために、隣接校区の大正小学校・世紀小学校・高草中学校の位置や、八千代橋をはじめ通学路等の現地確認を行った。
- (8) また、城北小学校の児童数が増加していることから、城北小学校の校舎内見学や、施設・教育活動等に関するヒアリングを教職員に行った。
- (9) 「逢坂の教育を考える会」より、気高町内の小学校の新設統合を望む要望書が提出されたことを受け、逢坂小学校の現状を把握するために、授業参観及び考える会会長や教職員からのヒアリングを実施するとともに、気高中学校区の小・中学校及び隣接校区の鹿野学園の位置確認を行った。
- (10) 気高町内の他の小学校区においても、検討組織づくりを推進することを確認した。

## 2 次期審議会への申し送り事項

### (1) 基本方針について

○将来を担う子どもたちにとって、どのような校区編成が良いのか、全市的かつ中長期的な視点で適切な校区設定を行うことが必要である。

○基本的に、審議会としては、地域で今後の学校のあり方を検討していく組織づくりを期待し支援するとともに、そこでの議論の結果を踏まえて再編のあり方を判断すべきものと思料する。しかしながら、「児童生徒の通学面での負担がある」、「児童数増加に伴う教室不足が懸念される」などの喫緊の課題を解決する必要がある場合や、「地域住民の総意をまとめることが難しい」といったエリアについては、審議会として、対象校区住民全体の意向を把握しながら、審議を進めていくことも一つの方法であると考えている。

### (2) 千代川以西エリアについて

○千代川以西エリアの審議に際し、八千代橋を渡ることの安全性の課題及び地域住民の小・中学校区への思い、並びに城北小学校の児童数増加に伴う教室不足の課題等、総合的に考慮する必要がある。

○審議と併せて、現在の児童生徒の保護者、将来子どもを学校に通わせることになる未就学児の保護者をはじめ、地域の意向を把握することが重要である。

○千代川以西エリアは、広範囲で歴史的な背景もあり、アンケート調査等の方法を用い、地域全体の意向が把握できるよう工夫する必要がある。

### (3) 気高中学校エリアについて

○気高中学校エリアについては、「逢坂の教育を考える会」より、気高町内の小学校の新設統合を望む要望書が提出されたことから、課題解決に向けた審議を急がれたい。

○また先般、「瑞穂の教育を考える会」が立ち上がるなど、気高町内で学校づくりについての機運が高まりつつある中、他の小学校区においても、将来を見据えた学校のあり方を考える検討組織づくりを推進するとともに、立ち上げを支援することが重要である。

○気高町内の小学校区で議論が活発になるのに併せて、中学校も含め、気高町全体の将来の子どもたちの教育を見据えた議論が一層深まるような工夫

が必要である。

(4) その他エリアについて

○中心市街地エリア、河原中学校エリア、小規模小学校については、検討組織の立ち上げを支援するとともに、既に地域での検討が組織されている校区については検討状況等の把握に努め、地域と連携を深めながら学校のあり方を検討されたい。

※ なお、審議に際しては、別添「第13期鳥取市校区審議会中間まとめ一覧表（平成30年6月26日改定版）」を参照のこと。

《一覧表》 議論が必要な学校区に関する検討課題整理（平成30年6月26日改定版）

◇議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
① 全中学校エリア	めざす子ども像 「ふるさとを思い 志をもつ子」の実現	—	・魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりを推進するにはどうすればいいか。	・検討組織の立ち上げ ・コミュニティ・スクールの推進 《※1》 ・中学校区における小中連携・小中一貫教育の促進 等

◇早急な議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
② 千代川以西エリア (城北小、大正小、世紀小)	通学上の安全面 適正配置に関する項目 大規模化に伴う教育効果	I-2 III-1 III-2 III-3	・現在の学校より近くに別の学校があること、通学路に危険(交通量の多い道路、橋)があるため、学校生活に支障をきたしている点をどのように解消するのか。 ・教室数の不足など施設面の課題をどのように解消するのか。	・小小連携の強化(集合授業) ・通学区域制の弾力的運用 《※2》 ・学校選択可能な調整区域の設定 《※3》 ・中学校選択制 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
③ 気高中学校エリア (宝木小、瑞穂小、逢坂小、浜村小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・気高中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校(義務教育学校 《※4》)の設置 ・西部地域の小小連携(集合授業)の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
④ 中心市街地エリア (久松小、醇風小、遷喬小、日進小、富桑小、 明德小、美保小)	適正配置に関する項目 小規模化に伴う教育効果	I-1 III-1 III-4 III-5	・中心市街地の空洞化が指摘されている中、狭い範囲に学校があることと、小規模化に伴う教育効果の課題をどのように解決するのか。	・小小連携(集合授業)の強化 ・通学区域制の弾力的運用 《※2》 ・学校選択可能な調整区域の設定 《※3》 ・複数校区での管理運営部門の統合(キャンパス方式) ・学校の統廃合 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
⑤ 河原中学校エリア (西郷小、散岐小・河原第一小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・河原中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校(義務教育学校 《※4》)の設置 ・小小連携(集合授業)の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
⑥ 小規模小学校 (東郷小、明治小、佐治小)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・各小学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・魅力ある学校づくり(教育課程特例校制度等)への取り組み ・学校間交流学習等の強化 ・小規模校転入制度の効果的な運用と制度の充実 ・学校の統廃合 等

◇基準についての分類

I 学校・学級規模に関する項目	5学級以下 (将来予測も含む)	I-1	小規模化により教育上の課題がある場合
	25学級以上 (将来予測も含む)	I-2	大規模化により教育上の課題がある場合 ※教室数の不足など施設面の課題も含む
II 通学に関する項目		II-1	通学距離・時間が長い
		II-2	通学手段の検討を要する
III 適正配置に関する項目		III-1	現在の学校より近くに別の学校があり、保護者などから要望や苦情がある
		III-2	通学路に危険がある(交通量の多い道路、橋、踏切等)
		III-3	校区と自治会が整合しない地域
		III-4	中心市街地の狭い範囲に学校がある
		III-5	その他地区から要望がある

◎語句の説明

※1 コミュニティ・スクール

学校・保護者・地域住民等で構成される「学校運営協議会」を設け、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営に関する意見を述べたりすることができる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」に基づいた取組です。

※2 通学区域制の弾力的運用

指定校より近隣に学校がある、通学路に危険があるなどの個別の事情により、指定校（通学区域制度により教育委員会が指定する学校）の変更の申出をすることができる制度です（学校を自由に選択できる制度ではありません）。

※3 学校選択可能な調整区域の設定

近隣に学校がある、通学路に危険がある、地域コミュニティとの関係性等の状況を考慮して、指定されたエリアに居住する児童生徒に限り、指定校以外の近隣学校（受入校）を選択できる制度です。

※4 義務教育学校

これまでの小学校・中学校に加え、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校で、学校教育法の改正により、平成28年度より新設されました。一人の校長、一つの教職員組織のもとで運営され、指導内容の移行や小中一貫教育教科の設定、学年段階の区切りの柔軟な設定等、特色ある教育課程の編成を行うことができます。